

福島市随意契約ガイドライン

福島市財務部契約検査課

令和7年6月1日一部改正

目 次

1 制定の趣旨	1
2 ガイドラインの対象	1
3 随意契約とは	2
4 随意契約の確認事項	3
5 随意契約できる場合	4
(1)少額の契約	
(2)その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき	
(3)特定の施設から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき	
(4)新規事業分野の開拓事業者から新商品の買入れ若しくは借り入れの契約 をするとき又は新役務の提供を受ける契約をするとき	
(5)緊急の必要によるもの	
(6)競争入札に付することが不利なもの	
(7)時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの	
(8)競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき	
(9)競争入札において落札者が契約を締結しないとき	
6 地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する 随意契約理由集	15

1 制定の趣旨

地方公共団体の契約方法は、公平性、公正性、透明性、競争性、経済性を確保するため競争入札が原則とされています。しかしながら、この原則に縛られることにより契約までに多くの時間と労力が必要となり、結果として当初の目的が達成できなくなることがあり得ます。このため、「随意契約」による契約が例外的な取り扱いとして認められています。

随意契約による場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項に列挙されている要件に該当しない限り使用することはできません。

このことから、個別の案件ごとに特殊性、経済的合理性、緊急性等について、契約内容を客観的、総合的に判断し適正かつ円滑な運用を確保し、市民の方々を始めとするステークホルダーに対する説明責任を果たすとともに、発注課ごとに各々であった随意契約の運用を共通とし、随意契約についての福島市の標準的な解釈・指針を示すものとして制定するものです。

なお、随意契約ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、制定時の入札契約方式に基づき作成したもので、国の方針、社会情勢等の変化に応じて随時見直しをするものとします。また、ガイドラインは随意契約を推奨するために作成したものではありませんのでご留意願います。

2 ガイドラインの対象

ガイドラインの対象は、本市が締結する財産の貸付けを除く全ての契約とします。

3 随意契約とは

「随意契約」とは、競争入札の方法によらず地方公共団体が任意に特定の相手を選択して契約を締結する例外的な方法であり、競争入札で対応できない部分を補完する機能を持っています。

また、「随意契約」は施行令第167条の2第1項に列挙されている要件に該当する場合以外には適用できません。

(1) 随意契約の種類

随意契約には、単数の者より見積書を徴する「特命随意契約」（1者契約）と複数の者より見積書を徴する「競争見積方式による随意契約」があり、「特命随意契約」と「競争見積方式による随意契約」のいずれかが適用されるかについては、法令やその業務内容を基に適正に判断しなければなりません。随意契約の執行に当たっても、競争性により、有利な契約を締結できる可能性がある場合には、複数の者より見積書を徴することになります。

(2) 随意契約の特徴

随意契約は、一般競争入札や指名競争入札に比べて手続が簡略であり、経費の面でも負担が少なく、不良、不適格な者を排除でき、相手方が特定の者になることから競争入札では満たすことのできないような資力、信用、技術、経験、能力等の条件を満たした者を任意に選定できるため、適切な運用をすれば契約の目的を達成するために、大いに効果を発揮する契約方法です。

しかしながら、運用方法を誤ると職員の恣意的な発注による契約相手方の固定化が常態化し、公平性、公正性、透明性、競争性、経済性を確保できなくなるおそれがあります。

4 随意契約の確認事項

随意契約は、競争入札を原則とする契約方法の例外であることを十分認識し、随意契約をしようとするときは、次の点の確認が必要です。

(1) 説明責任の確認

前例があるから、業務等に精通している、納入実績がある、使い勝手がよい、という理由だけでは随意契約の理由とはなりません。随意契約とした合理的な理由があるかを確認してください。

(2) 競争性の確認

用途、品質、機能等において、同一の他の物が存在する場合、同一の仕様で業務を行える者が存在する場合には、競争入札に付することが原則です。仕様書の内容に問題がないか、工夫して競争入札にできないかの確認をしてください。

(3) 関係法令等の確認

法令等の改正や、排他的権利（特許権、著作権等）が一般的になっていないか（誰でもできる）、競争入札でも可能になっていないかの確認をしてください。

(4) 少額随意契約の確認

随意契約による契約方法が簡略であるとして、予定価格を低く設定し、又は契約を故意に分割していないか、契約金額や期間等で問題ないか、競争入札より不利にならないかの確認をしてください。

(5) 根拠法令の確認

随意契約条項に該当しないことが何人の目にも明らかな場合又は当該契約が随意契約によることができないことを承知の上でおこなった場合、同契約は無効となる場合があります。契約の相手方が唯一であるかの確認をしてください。

(6) 地元企業の受注機会確保の確認

地域経済への寄与の観点から、発注は市内業者（市内に本店を有する業者）へ行うのが原則となります。また、発注が一部の業者に偏ることの無い様に確認をしてください。

5 随意契約できる場合

(1) 少額の契約

(施行令第167条の2第1項第1号)

売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が施行令別表5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき。

この号は、金額の少額な契約についてまで一律に競争入札で行なうことは、非効率であり、コストの面でもメリットが無く能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定金額以内のものについては、随意契約によることができることとされています。

福島市財務規則では、次のように定めています。

【財務規則第185条】

1 工事又は製造の請負	200万円以下（工事請負契約など）
2 財産の買入れ	150万円以下（物品購入契約など）
3 物件の借入れ	80万円以下（賃貸借（リース）契約など）
4 財産の売払い	50万円以下（不用品の売払いなど）
5 物件の貸付け	30万円以下（対象外）
6 前各号に掲げるものの以外のもの	100万円以下（業務委託契約・修繕など）

【注意事項】

ア 本号に該当させるため、予定価格を意図的に低く設定し、又は故意に分割して発注することはできません。

イ 賃貸借（リース）や機械警備は金額に関わらず新規契約は入札案件となります。

ウ 10万円以上は2者以上、50万円以上は3者以上から見積書を徴取してください。
なお、10万円以上で1者の場合は他の号を適用するものとします。

エ 100万円以下の小規模な契約については、福島市小規模修繕契約希望者を積極的に活用してください。

オ 障害者就労施設等に発注可能なものについては、「福島市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき積極的に活用してください。

随意契約理由の例示

本工事（業務委託・物品調達）は、施行令第167条の2第1項第1号及び財務規則第185条に該当する少額なものであり、下記の者と随意契約により契約したい。

(2) その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき

(施行令第167条の2第1項第2号)

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

この号においては、客観的にみて「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であるかどうかによって随意契約の適否が決定されることとなります。ここで、「その性質又は目的」とは、通常は「契約の内容」と同義と解され、契約の内容が競争入札に適しない場合に適用されます。

契約の「性質又は目的が競争入札に適しないもの」とは、概ね次の場合が該当します。

ア 市の行為を秘密にする必要があるとき。

イ 運送又は保管をさせるとき。

ウ 農場、工場、学校、試験所その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき。

エ 非常災害による罹災者に普通地方公共団体の生産に係る建築材料を売り払うとき。

オ 罹災者又はその救護を行う者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。

カ 外国で契約を締結するとき。

キ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき。

ク 学術又は技芸の保護奨励のため、試験、研究等を行なう者に対し必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。

ケ 土地、建物、林野若しくはその産物等を特別の縁故のある者に売り払い又は貸し付けるとき。

コ 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造をさせ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。

サ 公債、債権又は株券の買入れ又は売り払いをするとき。

シ 国（公社及び公庫を含む。）、他の地方公共団体、その他公共団体と直接契約を締結するとき。

ス 契約の目的を達成できる者が限定されるとき。

セ 登録外業者と契約するとき。

【特記事項】

- ア 特命随意契約（１者随契）の場合に多く適用されますが、誤って第６号を使用しないように注意してください。
- イ 当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上不可能であるかどうかや契約目的を達成するための履行条件を満たす者が、契約時点において特定されているかに注意してください。

随意契約理由の例示

（例の１）

本工事は、〇〇の特許工法による特殊な技術を必要とし、下記の者以外ではできないものであり、施行令第１６７条の２第１項第２号に該当するので随意契約により実施したい。

（例の２）

本業務委託は、既設の〇〇システムと密接不可分な関係にあり、既存のシステムを施行した者以外の者に施行させた場合、〇〇の使用に著しい支障を生じるおそれがあり、施行令第１６７条の２第１項第２号に該当するので下記の者と随意契約により実施したい。

（例の３）

本リースは、リース期間満了後に、その期間を延長することについての業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限って行う再リースであり、施行令第１６７条の２第１項第２号に該当するので下記の者と随意契約により実施したい。

(3) 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき
(施行令第167条の2第1項第3号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

障害福祉等の増進といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができるとされています。

この号による随意契約の対象となるのは、下記に掲げる福祉関連施設等において製作された物品等を買入れる契約又は役務の提供を受ける契約をする場合です。工事契約は該当しません。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）若しくは障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）若しくは生活困窮者自立支援法（平成２５年法律第１０５号）に規定する障害者支援施設等若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者

- ・ 障害者支援施設
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 障害福祉サービス事業を行う施設
- ・ 小規模作業所
- ・ 生活困窮者就労訓練事業を行う施設

イ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）第３７条第１項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第２項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者

ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第６条第６項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者

【特記事項】

ア 本号を適用する場合は根拠法令を明示してください。

イ 財務規則第１８５条の２の規定に基づき契約前の事前公表及び契約後の事後公表の対象となります。（公表対象となるのは予定価格が１００万円を超える額の業務委託及び予定価格１５０万円を超える額の物品調達）

随意契約理由の例示

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第３７条に規定する法人からの役務の提供を受ける契約であり、施行令第１６７条の２第１項第３号に該当するので下記の者と随意契約により実施したい。

(4) 新規事業分野の開拓事業者から新商品の買入れ若しくは借り入れの契約をするとき又は新役務の提供を受ける契約をするとき

(施行令第167条の2第1項第4号)

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続きにより、買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図るものとして総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものから普通地方公共団体の規則で定める手続きにより新役務の提供を受ける契約をするとき。

ベンチャー企業の育成といった一定の政策目的のため、施行令の規定に基づき、当該認定を受けた者から地方公共団体の規則で定める手続きにより買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするときには、随意契約により行うことができることとされています。

総務省令に基づく普通地方公共団体の長の認定を受けた事業者は、他に類がないものを生産、加工又は役務を提供し、その生産物又役務には新規性があり、他の者による同類の生産物等よりも優れた機能性等があつて、地方公共団体はその機能性等からもたらされる利益をさらに享受することができることから、これらを調達することは、公平性、公正性、透明性、競争性、経済性の原則の支障にならないものであると考えられています。

この号による随意契約の対象となるのは、ベンチャー企業の育成を目的とする新商品の買入れ若しくは借り入れる契約又新役務の提供を受ける契約であり、工事請負契約は該当しません。

【特記事項】

本号を使用する場合は、認定が必要となりますが本市においては現在認定手続が定められていないため使用することはできません。

(5) 緊急の必要によるもの

(施行令第167条の2第1項第5号)

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

この号において、「緊急の必要」とは、例えば、災害時において一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続を取っていたのでは、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、経済上はなほだしく不利益を被る場合で、緊急の必要があるかどうかは客観的な事実に基づいて個々具体的に認定します。

第5号を適用する際の要点は以下の通りです。

ア 緊急の必要のあること。

イ 競争入札に付した場合に契約の目的が達成できないこと。

【特記事項】

「緊急の必要」に職員の事務遅延によるものは含まれない。

随意契約理由の例示

本工事は、平成〇〇年〇月〇日豪雨により地すべりが発生し、緊急的に応急工事が必要であり、競争入札に付するいとまがないものであるため、施行令第167条の2第1項第5号に該当するので、手持資材及び設備等を有し、緊急に工事の施工が可能な下記の者と随意契約により実施したい。

(6) 競争入札に付することが不利なもの

(施行令第167条の2第1項第6号)

競争入札に付することが不利と認められるとき。

この号において、「不利」の解釈は、契約金額、品質面でも優れているほか、納期や工期の面での不利となることが該当します。

第6号を適用する際の要点は以下の通りです。

- ア 契約履行中の者に履行させた場合、契約金額、期間等の面で有利と認められること。
- イ 契約履行中の契約と直接関連する契約で、類似近接性や関連性等の一定の条件を満たしていること。
- ウ 急速に契約しなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあること。

【特記事項】

施行令第167条の2第1項第6号は、見積相手方が1者となる場合があり、同項第2号と近接していると見受けられるが、同項第2号は、その者しか履行できない場合であるのに対し、同項第6号は履行者が極めて限定されるが、「予定価格以下」という要件等を除けば履行者の唯一性が絶対ではない場合です。第2号を適用すべきものを第6号としないよう注意してください。

随意契約理由の例示

本工事は、契約番号〇〇〇〇〇〇〇〇号〇〇工事と同一工事現場で行われる密接に関連する付帯工事で、現場管理費や一般管理費の価格の面、工期の面からも経費の節減が確保できることから施行令第167条の2第1項第6号に該当するので下記の者と随意契約により実施したい。

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの

(施行令第167条の2第1項第7号)

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

この号において、「著しく有利な価格」とは、一般的に品質、性能等が他の物と比較して問題がなく、かつ、予定価格（時価を基準としたもの）から勘案しても競争入札に付した場合よりも、客観的に有利な価格で契約できる場合です。

【特記事項】

前述のとおり「時価に比して著しく有利な価格」の判断基準又は競争入札に付した場合よりも安価になるという客観性がないため、基本的に本号を使用することはありません。

(8) 競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき

(施行令第167条の2第1項第8号)

競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

この号において、「競争入札に付し入札者がいないとき」とは、制限付一般競争入札の公告をし、又は指名競争入札に係る指名通知を行ったにもかかわらず入札者がいないとき、又は再度の入札に付したが全ての者が辞退した場合です。

「再度の入札に付し落札者がいないとき」とは、本市の場合、開札の結果、応札された入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき、再度（2回目）入札を行い、再度（2回目）の入札を行っても落札者がいない場合です。

【特記事項】

ア 基本的に適正な工期の確保及び予算の早期執行の観点から、本号を適用し随意契約できる案件に関しては移行するものとします。

イ 本号の適用する場合でも、見積書の徴取が必要となります。

ウ 原則として本号を適用して随意契約をする場合は、先の入札に付した条件等（契約保証金及び履行期限、予定価格、品質等契約の要素になっているもの）の変更はできません。ただし、最低制限価格の設定はしないものとします。

エ 指名競争入札において1回目の開札で2者以上の応札がなかった場合は競争性が確保されないため本号の適用はないものとします。

ただし、2回目の開札で1者のみの応札となった場合は除きます。

オ 本号の適用をする場合の随意契約の相手方は、入札に参加した者に限らないとされています。本市においては、原則として入札に参加した者の中で一番低い札の提示があった者（2回目の入札時に辞退した者を除く。）を随意契約の相手方としています。

カ 特殊案件や時間的に余裕の無いものや、制限付一般競争入札においては再公告、資格要件の緩和、設計・積算の見直し等を、指名競争入札においては指名替え、設計・積算の見直し等を行っても入札の成立が期待できないものに関して、本号の適用ができない場合には、施行令第167条の2第1項第5号を適用して契約する場合があります

キ 本号に基づいても随意契約できなかった場合には、施行令第167条の2第1項第6号を適用して契約する場合があります。

(9) 競争入札において落札者が契約を締結しないとき

(施行令第167条の2第1項第9号)

落札者が契約を締結しないとき。

制限付一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において、落札者の決定後、当該落札者が契約を締結しないときには、随意契約をすることができます。

落札者が契約を締結しないときには、日時を改めて再度制限付一般競争入札や指名競争入札に付することができるが、改めて競争入札に付す時間がない場合もあることから、随意契約によることができるとされています。

【特記事項】

ア 本号を適用する場合でも、見積書の徴取が必要となります。

イ 原則として本号を適用して随意契約をする場合は、先の入札に付した条件等（契約保証金及び履行期限、予定価格、品質等契約の要素になっているもの）の変更はできません。ただし、最低制限価格の設定はしないものとします。

ウ 先の入札の落札金額の範囲内で契約するものとします。

エ 先の入札で落札となった者の次の順位の者に見積書の提出を求めます。

6 地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する

随意契約理由集

第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき

【建設工事】

特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約しなければ契約の目的を達成することができない場合	
A 1	総合評価方式により相手方を予め特定している工事
A 2	特殊工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
A 3	文化財その他極めて特殊な建築物等の調査、発掘、補修、改築、増築等で、特殊な技術、手法を用いる必要がある工事
A 4	実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
A 5	ガス事業法等法令等の規定に基づき施工者が特定される工事
施工上の経験、知識を特に必要とする場合又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合	
A 6	本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験施工者に施工させなければならない本工事
A 7	既設部分と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある設備・機器等の増設、改良（改修、補修、修繕）等の工事
A 8	埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事

【業務委託・物品調達】

B 1	測量、設計、設備・機器等の補修（修繕）・修理・保守管理又は各種調査・分析等において、特殊な技術、手法又は機械器具を用いる必要があるため、当該業務の履行が可能な業者が特定される業務
B 2	既に契約した業務と密接不可分の関係にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある業務 ・基本設計と実施設計

B 3	特定のメーカーの技術やノウハウを前提とするシステムの設置者・開発者又は設計者等と契約をしなければ既存システムの使用に著しく支障が生ずるおそれがあるもの又は瑕疵担保責任の範囲が不明確となるもの ・ 既存の情報処理システム等に基づく新規システム開発又は既存システム修正や運用保守業務等
B 4	プロポーザル方式及びコンペ方式の競争により、契約の相手方を予め特定している業務
B 5	著作権、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等の排他的権利を行使する行為に係る契約であって、これらの権利を有する者と契約を締結しなければ契約の目的を達成できない業務
B 6	訴訟、調停、登記、鑑定、医療、調剤等、法令等により報酬が定められている業務を委託するときや現に価格競争が成立しない業務 ・ 法律相談業務 ・ 不動産鑑定業務 ・ 嘱託登記業務（司法書士会・土地家屋調査士協会） ・ 検診業務（医師会・歯科医師会・薬剤師会等） ・ 再販売価格維持制度が適用される新聞・書籍・雑誌・新聞・追録・音楽CD・音楽テープ等の購入
B 7	契約行為を秘密にする必要がある業務 ・ 採用試験問題の作成、購入、印刷等
B 8	機械設備や電気設備又は音響設備等において、設置者又は製造者等と契約をしなければ既存の設備・機器等の仕用に著しく支障が生ずるおそれがあるもの又は安全責任が果たせないもの若しくは瑕疵担保責任の範囲が不明確となるもの、部品交換等の迅速な対応ができない業務 ・ エレベーター、空調、電気、音響、舞台設備等の故障修理や保守点検業務等
B 9	特定の者が行う講演、講座、研修等の開催や研究等、特別な能力を目的として契約をする業務
B 10	市の施策（商工観光・環境・健康福祉・都市政策等）や特定の公益的目的達成に必要な業務であり、理由が明確で公共的団体等と契約するもの ※公共的団体等とは、組合、商工会議所等の経済団体・業界団体、老人ホーム等の社会福祉法人、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体等、公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれる ・ 国・県・市が委託を目的として設立した団体と契約するもの
B 11	テレビ、ラジオ等の放送、新聞、雑誌、公共交通機関等へ広告掲載をする業務

B 1 2	リース期間満了後に、その期間を延長することについての業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限って行う再リース
B 1 3	複合施設の共有部分の清掃業務等（第三者発注）の受注者に専用部分の清掃業務等を委託する業務
B 1 4	契約の目的物が特定の者でなければ納品できないもの購入、賃貸借等する場合
B 1 5	法令等により契約の相手方が特定される場合
B 1 6	登録業者の中で履行できるものが限定される場合
B 1 7	登録外業者と契約する場合

第5号 緊急の必要によるもの

【建設工事】

C 1	堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う応急工事や未然防止のための応急工事
C 2	電気・機械設備の故障等に伴う応急工事
C 3	市管理施設の損壊又は不具合による応急工事

【業務委託・物品調達】

D 1	災害及び設備機器等の故障に伴う業務
D 2	市管理施設等の損壊又は不具合による応急工事に関連する業務
D 3	堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害への対応やその未然防止のための応急工事に関する業務
D 4	OAシステム・インターネットを通じた申請・申込システム等の市民サービスを提供している場合で、緊急に復旧しなければ、市民生活に多大な損害や利便性低下が生じる場合における応急業務
D 5	公の秩序維持のための警備に関する業務、災害発生時の住民避難に関する業務
D 6	天災地変その他災害等により緊急に調達の必要があるとき
D 7	感染症発生時において、蔓延防止のための薬品、衛生材料等の緊急に購入する必要があるとき
D 8	選挙等の法令等の規程により業務を行う期間が短いため緊急に必要があるとき

第6号 競争入札に付することが不利なもの

【建設工事】

E 1	現に契約履行中の施工者に履行させることにより、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる次のような工事 ・当初予期し得なかった事情の変化等により必要になった追加工事 ・本体工事と密接に関連する付帯的な工事
E 2	前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合 ・前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成してはじめて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該工事 ・前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できる者に限る。）
E 3	他の発注（他の発注者を含む）に係る施工中の工事と交錯する箇所の工事で、当該施工中の者に施行させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適正な施工を確保する上で有利と認められる次のような工事 ・鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事 ・他の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事
E 4	施工中の受注者自体の事情により施工できなくことによる残工事で、早急に着手しなければ市民生活に影響が出て、市も損害を被る可能性があるとして認められる工事
E 5	競争入札等に付したが入札不調となり、施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約もできなかった場合で、業務の開始時期が迫っていることから、競争入札に付しては時間上の制約があり、契約の目的を達成することができない工事

【業務委託・物品調達】

F 1	現に契約履行中の業者に引き続き実施させた場合、期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる次のような業務 ・当初予期し得なかった事情の変化により必要となった業務 ・本体業務と密接に関連する付帯的な業務
F 2	他の発注に係る実施中の業務の内容と重複若しくは関連する業務で、実施中の者に実施させた場合には期間の短縮に加え、業務の円滑な実施を確保する上で有利と認められる業務
F 3	業務履行中の受注者自体の事情により履行できなくなったことによる残業務で、早急に着手しなければ市民生活に影響が出て、市も損害を被る可能性があるとして認められる業務
F 4	競争入札等に付したが入札不調となり、施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約もできなかった場合で、業務の開始時期が迫っていることから、競争入札に付しては時間上の制約があり、契約の目的を達成することができない業務
F 5	機械警備業務委託等で、競争入札で毎年業者が変わってしまう場合、その都度機械器具の設置・撤去を行うと施設の安全等の維持管理に問題が生じる場合や経費の削減の面で不利となる業務

第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの

【建設工事】

G 1	特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約することにより、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約できると認められる工事
G 2	特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争入札に付した場合より著しく有利な価格で契約できると認められる工事

【業務委託・物品調達】

H 1	ある物品を購入するにあたり、特定の業者がその物品を相当多量に保有し、しかも他の業者が保存している当該同一物品価格に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがある場合
H 2	特定の施工者が開発したシステム等を利用することにより、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約できると認められる場合